

住宅省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

琴浦町長 様

申告者  
(納税義務者) 住所(所在) \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印

電話 ( ) -

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 ( ) -

琴浦町税条例附則第10条の3第9項の規定に基づき、次の家屋に係る住宅省エネ改修に伴う減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番	琴浦町大字		
	家屋番号 (登記物件の場合)		種類(用途)	
	構造		床面積	. m <sup>2</sup>
	建築年月日	. .	登記年月日 (登記物件の場合)	. .
	省エネ改修工事 完了年月日	. .	省エネ改修工事に 要した費用	円
できなかつた理由	※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。			

備考	※太枠内は職員が記入しますので、申告者の方は記載不要です。
	添付書類 <input type="checkbox"/> 建築士等の有資格者が発行した証明書 <input type="checkbox"/> 省エネ改修に要した費用の確認ができる書類(領収書等、コピー可)

※記入方法については、別紙をご覧ください。

## (別紙)

### 記入方法

- 1 申告者（納税義務者）の欄には、住宅省エネ改修に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号を記入し、押印してください。
- 2 代理人の欄には、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申告する人、その他の代理人の場合はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。  
なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。
- 3 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・用途・構造・床面積・建築年月日・登記年月日・省エネ改修工事完了年月日・省エネ改修工事に要した費用をそれぞれ記入してください。

#### ※記入例

家屋の内訳	所在・地番	琴浦町大字〇〇 □□番地××		
	家屋番号 (登記物件の場合)	◇-□□	種類(用途)	専用住宅
	構造	木造	床面積	115.50 m <sup>2</sup>
	建築年月日	S56.12.20	登記年月日	S56.12.20
	省エネ改修工事 完了年月日	R2.4.10	省エネ改修工事に 要した費用	55万円

- 4 備考欄は職員が記入しますので、記載の必要はありません。

### 添付書類

- ・ 住宅省エネ改修に要した費用の確認ができる書類（領収書等、コピー可）
- ・ 建築士等の有資格者が発行した証明書
- ・ 上記証明書の発行者が有資格者であることを証明するもの（コピー可）

## (参考)

#### 対象となる家屋及び工事

- ・ 対象となる家屋は、平成20年1月1日に存した住宅で、令和4年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅を除く。）について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり120 m<sup>2</sup>相当分までに限る。）の3分の1が減額されます。なお、省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することになったものについては3分の2が減額されます。
- ・ 対象となる省エネ改修工事は、①窓の改修工事（必須）、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事もしくは④壁の断熱工事で、それぞれの工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなるものであって、その工事費用の自己負担金額が50万円を超えるものとなります。